

IHC運用ガイドライン改定（案）に伴う主要箇所に関する新旧対照表

新	令和7年9月25日十八改定
第1 (略)	第1 (略)
第2 (略)	第2 (略)
<p>第3 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象とする違法情報の範囲 ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。 具体的には、 【わいせつ関連情報】 (略) 【薬物関連情報】 (略) 【特殊詐欺等関連情報】 ⑩ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引（犯罪収益移転防止法第26条第4項、第28条第4項及び第31条第4項） ⑪ (略) ⑫ <u>なりすまし型偽投資広告を掲載する行為（刑法第159条第1項第2号、同条第3項及び第161条第1項）</u> 【不正アクセス関連情報】 ⑬ 識別符号の入力を不正に要求する行為（不正アクセス禁止法第7条第1号） ⑭ 不正アクセス行為を助長する行為（不正アクセス禁止法第5条） 【無登録貸金業関連情報】 ⑮ 無登録貸金業者による広告（貸金業法</p>	<p>第3 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象とする違法情報の範囲 ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。 具体的には、 【わいせつ関連情報】 (略) 【薬物関連情報】 (略) 【振り込め詐欺等関連情報】 ⑩ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引（犯罪収益移転防止法第28条第4項、第29条第4項及び第30条第4項） ⑪ (略) (新設) 【不正アクセス関連情報】 ⑫ 識別符号の入力を不正に要求する行為（不正アクセス禁止法第7条第1号） ⑬ 不正アクセス行為を助長する行為（不正アクセス禁止法第5条） 【無登録貸金業関連情報】 ⑭ 無登録貸金業者による広告（貸金業法</p>

<p>第 11 条第 2 項)</p> <p>【銃砲等所持関連情報】</p> <p>⑯ 拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為（銃砲刀剣類所持等取締法第 32 条第 7 号）</p> <p>【犯罪実行者募集等関連情報】</p> <p>⑰ 犯罪実行者の募集（職業安定法第 5 条の 4 第 1 項若しくは同法第 63 条第 2 号又は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第 12 条第 1 項）</p> <p>⑱ 「送金犯罪」の依頼又は誘引行為（犯罪収益移転防止法第 32 条第 1 項及び第 2 項後段）</p> <p>【違法オンラインギャンブル等関連情報】</p> <p>⑲ 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為（ギャンブル等依存症対策基本法第 9 条の 2 第 1 項第 1 号）</p> <p>⑳ インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為（ギャンブル等依存症対策基本法第 9 条の 2 第 1 項第 2 号）</p> <p>を対象とする。</p> <p>3 違法情報該当性の判断基準</p> <p>(1) 判断の対象</p> <p>前記 2 に掲げる①から⑳までの違法情報については、インターネット上の流通自体が法令に違反することから、違法情報該当性の判断に際しては、基本的には、当該情報の流通が法令上の構成要件に該当するかどうかを判断するだけで足り、違法性（阻却事由）については検討する必要はない。</p> <p>(2) 構成要件該当性を判断する上での判断</p>	<p>第 11 条第 2 項)</p> <p>【銃砲等所持関連情報】</p> <p>⑮ 拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為（銃砲刀剣類所持等取締法第 32 条第 7 号）</p> <p>【犯罪実行者募集関連情報】</p> <p>⑯ 犯罪実行者の募集（職業安定法第 5 条の 4 第 1 項若しくは同法第 63 条第 2 号又は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第 12 条第 1 項）</p> <p>(新設)</p> <p>【違法オンラインギャンブル等関連情報】</p> <p>⑰ 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為（ギャンブル等依存症対策基本法第 9 条の 2 第 1 項第 1 号）</p> <p>⑱ インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為（ギャンブル等依存症対策基本法第 9 条の 2 第 1 項第 2 号）</p> <p>を対象とする。</p> <p>3 違法情報該当性の判断基準</p> <p>(1) 判断の対象</p> <p>前記 2 に掲げる①から⑱までの違法情報については、インターネット上の流通自体が法令に違反することから、違法情報該当性の判断に際しては、基本的には、当該情報の流通が法令上の構成要件に該当するかどうかを判断するだけで足り、違法性（阻却事由）については検討する必要はない。</p> <p>(2) 構成要件該当性を判断する上での判断</p>
---	--

<p>基準 対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。</p> <p>【わいせつ関連情報】 (略)</p> <p>【薬物関連情報】 (略)</p> <p>【<u>特殊詐欺等関連情報</u>】</p> <p>⑩ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引 次のア及びイを満たす場合には、預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア 「通帳」、「口座」、「キャッシュカード」、「<u>暗号資産アカウント</u>」等の預貯金通帳等を意味する表現が記載され、又は預貯金通帳等の画像等が掲載されていること</p> <p>イ 「譲渡します」、「買います」、「売ります」、「レンタルします」、「レンタルしてください」等の譲渡、譲受け等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ <u>なりすまし型偽投資広告を掲載する行為</u> 投資に関する広告に関し、次のアからウまでを満たす場合には、<u>偽造私電磁的記録文書等行使の構成要件を満たすなりすまし型偽投資広告を掲載する行為に該当する情報と判断することができる。</u></p> <p>なお、「<u>電磁的記録文書等</u>」とは、<u>文書等（文書又は図画）として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。</u></p> <p>ア <u>権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等に該当する場合</u></p>	<p>基準 対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。</p> <p>【わいせつ関連情報】 (略)</p> <p>【薬物関連情報】 (略)</p> <p>【<u>振り込め詐欺等関連情報</u>】</p> <p>⑩ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引 次のア及びイを満たす場合には、預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。</p> <p>ア 「通帳」、「口座」、「キャッシュカード」等の預貯金通帳等を意味する表現が記載され、又は預貯金通帳等の画像等が掲載されていること</p> <p>イ 「譲渡します」、「買います」、「売ります」、「レンタルします」、「レンタルしてください」等の譲渡、譲受け等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること</p> <p>⑪ (略) (新設)</p>
--	--

「権利義務に関する電磁的記録文書等」とは、権利義務の発生、変更、消滅の要件になる文書あるいはその原因となる事実について証明力のある電磁的記録文書等であり、「事実証明に関する電磁的記録文書等」とは、社会生活に交渉を有する事項を証明するに足りる電磁的記録文書等をいう。

例)

○ 具体的な投資先に投資を行い利益が出たことを記載するなど投資実績を表示する広告

○ 名義人が開催するセミナーの参加者が投資により具体的に利益が出ていることを表示したセミナー勧誘広告

イ 偽造されたものである場合

電磁的記録文書等の名義人と作成者との間の人格の同一性を偽ること

例)

○ 実在する著名人の同意を得ることなく、当該著名人の名前を使用するなどして、当該著名人になりすまし、当該著名人が名義人となった前記アで例示したような広告

ウ 行使に該当する場合

偽造電磁的記録文書等を真正なものとして使用すること

例)

○ SNS上に前記ア及びイに該当する電磁的記録文書等を掲載する行為

【不正アクセス関連情報】

⑬ 識別符号の入力を不正に要求する行為
(略)

⑭ 不正アクセス行為を助長する行為
(略)

【無登録貸金業関連情報】

⑮ 無登録貸金業者による広告

【不正アクセス関連情報】

⑫ 識別符号の入力を不正に要求する行為
(略)

⑬ 不正アクセス行為を助長する行為
(略)

【無登録貸金業関連情報】

⑭ 無登録貸金業者による広告

<p>(略)</p> <p>【銃砲等所持関連情報】</p> <p>⑩ 拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為 (略)</p> <p>【犯罪実行者募集等関連情報】</p> <p>⑪ 犯罪実行者の募集 (略)</p> <p>⑫ 「送金犯罪」の依頼又は誘引行為（犯罪収益移転防止法第 32 条第 1 項及び第 2 項後段） 次のア又はイの場合には、「送金犯罪」の依頼又は誘引行為の構成要件に該当する情報と判断することができる。 ア 「送金犯罪」をするよう依頼又は誘引する行為（犯罪収益移転防止法第 32 条第 1 項） 次の(ア)から(ウ)の全てに該当する場合 (ア) 「送金」、「振込み」、「暗号資産の移転」等の預貯金契約等に係る役務を利用して財産を移転することを意味する表現が記載されていること (イ) 「有償」、「報酬」、「即金」、「手数料」等の有償であることを意味する表現が記載されていること (ウ) 「副業」、「案件」、「バイト」、「送金するだけ」、「送金してください」等の依頼又は誘引する表現が記載されていること イ 「送金犯罪」の実施を自己に依頼するよう誘引する行為（犯罪収益移転防止法第 32 条第 2 項後段） 次の(ア)から(ウ)の全てに該当する場合 (ア) 「送金」、「振込み」、「暗号資産の移転」等の預貯金契約等に係る役務を利用して財産を移転することを意味する表現が記載されていること</p>	<p>(略)</p> <p>【銃砲等所持関連情報】</p> <p>⑮ 拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為 (略)</p> <p>【犯罪実行者募集関連情報】</p> <p>⑯ 犯罪実行者の募集 (略) (新設)</p>
---	--

<p>(イ) 「有償」、「報酬」、「即金」、「手数料」等の有償であることを意味する表現が記載されていること</p> <p>(ウ) 「副業」、「案件」、「バイト」、「送金します」等の誘引する表現が記載されていること</p> <p>【違法オンラインギャンブル等関連情報】</p> <p>⑱ 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為 (略)</p> <p>⑳ インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為 (略)</p> <p>4、5 (略)</p>	<p>【違法オンラインギャンブル等関連情報】</p> <p>⑰ 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為 (略)</p> <p>⑱ インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為 (略)</p> <p>4、5 (略)</p>
<p>第4 (略)</p>	<p>第4 (略)</p>
<p>第5 本ガイドラインの見直し等 (略)</p> <p>(改定履歴)</p> <p>(1) ～ (16) (略)</p> <p>(17) 令和8年度 改定の概要</p> <p>○ 違法情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被害が深刻化している SNS 型投資詐欺の入り口となっている「なりすまし型偽投資広告」に対する対策の強化が求められたことから、【振り込め詐欺等関連情報】の類型を【特殊詐欺等関連情報】に名称変更の上、「⑳なりすまし型偽投資広告を掲載する行為」を追加した。</u> ・ <u>犯罪収益移転防止法の一部が改正され、「送金犯罪」を依頼等する行為が違法とされたことに伴い「⑱「送</u> 	<p>第5 本ガイドラインの見直し等 (略)</p> <p>(改定履歴)</p> <p>(1) ～ (16) (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>金犯罪」の依頼又は誘引行為」を追加した。</u></p>	
<p>第6 (略)</p>	<p>第6 (略)</p>